

## 入会特例とは

- 当該年度に入会手続きを行い、次年度に開催される学術集会に演題を応募することができる
- 当該年度においては演題を応募すること以外の会員資格を行使することはできない  
(例 当該年度の講習会に会員として参加はできない)
- 当該年度に支払った年会費は次年度の年会費に充当される  
(入会日は次年度 2 月 1 日として扱い、会員歴は次年度よりカウントされる)

## 適用の条件

- 日本心エコー図学会に入会する意思を持つものであり、次年度に開催される学術集会に演題を応募するためにのみ当該年度の会員であることが必要な場合において、当該年度の入会特例の対象とする。
- 入会特例を適用して入会を希望するものは入会手続きにおいて、WEB 上の新規入会申込画面または入会申込書の「事務局への通信欄」に「次年度に開催される学術集会に演題を応募するため当該年度に入会するので、次年度の入会扱いを希望する」旨を記載しなければならない。記載が無い場合、入会特例は適用されない。

※入会特例の適用を希望される場合は、「適用の条件」を確認のうえ、WEB 上の新規入会申込画面または入会申込書の「事務局への通信欄」に必ず適用を希望する旨をご記入ください。記載が無ければ適用されません。